

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

当局より、保健福祉課長の欠席届がありました。

定足数に達しましたので、ただ今から、令和元年只見町議会10月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番、酒井右一君、10番、山岸国夫君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可いたします。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

行政諸報告を申し上げます。

山岳遭難についてであります。10月9日午前、会津若松市在住の男性2名と町内在住の男性1名が田子倉地内にきのこ採りに入り、夕方になっても帰ってこないため、ボートの貸主より16時30分頃、南会津警察署に通報があり、南会津警察署、広域消防本部、只見

町消防団で田子倉地内に捜索に向かう途中、助けを求めて下山してきた男性より島太郎沢でけがをしているとの報告により救助に向かい、翌10日午前9時に防災ヘリにより無事救助したものであります。出動消防団員、9日5名、10日2名です。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これで、行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎請願・陳情付託

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、陳情・付託に入ります。

本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、請願・陳情文書表のとおり付託することに決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第67号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第67号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） おはようございます。

それでは、議案第67号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

令和元年度只見町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳

入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億233万6,000円とする内容でございます。

一枚おめくりをいただきたいと思います。

今回、第1表であります。今回、歳入といたしましては、繰入金、基金繰入金3,000万円をもって今回の補正予算の財源としてでございます。それ以外、今回、補正に関わらなかった額53億3,238万円となっております。

一枚おめくりをいただきたいと思います。歳出であります。今回は民生費、消防費、災害復旧費。そして予備費の歳出補正を行ってございます。概要を申し上げますが、先ほどの歳入3,000万円。そして予備費の減額1,570万4,000円。合わせまして4,570万4,000円を民生費、消防費、災害復旧費で今回の台風19号、この対応の予算とさせていただきます内容でございます。

3ページが事項別明細になります。歳入であります。3,000万円を基金で繰り入れると、基金から繰り入れる内容でございます。

4ページが歳出であります。民生費から予備費までの額。そして特定財源について記載をさせていただきます。基金については、今回、災害復旧費に充当させていただいてございます。

5ページからが事項別明細の（聴き取り不能）の明細でございます。今回は繰入金であります。基金繰入金としまして災害対策基金から3,000万円を繰り入れてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） それではあの、6ページをご覧いただきたいと思います。3の民生費であります。社会福祉総務費、扶助費であります。これにつきましては罹災見舞金。前回の全員協議会でご説明しましたとおり、全壊20万円、床上2万円ということをお願いするものであります。款の9、消防費であります。非常備消防総務費であります。報酬並びに職員手当につきましては今後不足が予想されるための補正であります。お願いであります。11の需用費であります。これにつきましては備蓄品を、水と、あと非常食ということをお願いするものであります。14番の使用料及び賃借料であります。これにつきましては消防団員の軽トラの借上料、今後、不足が見込まれるためお願いするものであります。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、6ページの款の11、災害復旧費について説明

申し上げます。今回の台風19号による、発生しました災害復旧につきまして、現状での所要の復旧費を予算計上しておりますので、よろしく願いいたします。

まず1目の農地農業用施設現年災害の復旧費でございますが、補正総額が2,566万8,000円となっております。まず節の3、職員手当等でございますが、これにつきましては職員の超勤手当、管理職超勤をお願いしてございます。7の賃金でございますが、これはあの、重機オペレーターの賃金をお願いしております。小規模な土砂堆積の箇所。そういった箇所の土砂排除を実施するためのオペレーターをお願いするための賃金でございます。11の需用費であります。公用車等の燃料費としてお願いしております。これには重機の燃料費も含むものでございます。次、13の委託料であります。測量設計委託料をお願いしております。これあの、農地災害復旧に係る測量設計の委託を予定してございます。14の使用料及び賃借料であります。これにつきましては公用車のリース。これにつきましては10月でリース契約切れる公用車1台を年度末まで延期するためのものでございます。また、重機及び重機の運搬車の借上げをお願いしてございます。15の工事請負費でございますが、農業用施設災害復旧工事としましては、これはあの、荒島水路、伊南川右岸にあります荒島水路の一部被災がありまして、そこはあの、現在、河川の護岸も被災している状況でありますので、河川の災害復旧と併せて工事を実施する必要があるため、今回、取り急ぎ、仮復旧で通水を可能にするための、までの工事でございます。それから農地災害復旧工事ですが、これについては、特に今回、伊南川・只見川の増水によりまして、その流域の一部が冠水するなどの被害がありましたので、この田畑、水路等に堆積した砂等の除去が主な工事内容になります。

続いて、林道現年災でございますが、林道につきましては10路線で被災箇所がありまして、土砂が路面に堆積して、通行に支障をきたしているといった箇所の土砂排除及び路面整正が主な復旧工事となります。また、朝日岳登山道に繋がります林道白沢線については、入り口から約1.5キロの地点で、約30メートルに亘って道路が分断されておりましたが、復旧盛り土を行いまして、10月18日には通行可能となっております。また、黒谷林道では一部、林道が数十メートルに亘って崩落していることが確認されましたので、今後、調査を進めて復旧計画を立てたいというふうに考えております。補正予算の内容でございますが、職員手当で超勤手当をお願いしてございます。13の委託料につきましては災害復旧にかかります現地の測量設計、黒谷線ですが、を予定してございます。15の工事請負費でござい

ますが、林道災害復旧工事としまして主に土砂排除、それから路面整正等々の工事を行うためのものがございます。ページをめくっていただきまして8ページの公共土木災でございます。目の1の現年災害復旧でございますが、公共土木災につきましては町内の道路状況、ご存じのとおり上福井地内の国道289号の被災箇所を除きまして、町道等については通行に大きな支障はない状況であります。町道には路面への堆砂が、堆積というか、砂が溜まったというようなことで堆砂除去及び路面整正による復旧が主になってございます。また、一部で道路の路面崩落、水路側溝の復旧もありますが、今後調査を進めながら順次、復旧を対応していきたいというふうに考えております。予算の内容につきましては節の3で職員手当と超勤手当をお願いしてございます。13の委託料につきましては、先ほど説明申し上げた路面の土砂排除、それから整正につきましては道路災害復旧業務委託料。これはあの、道路の維持管理の業務委託、現在もありますが、それに加えて、今回100万の中で追加をお願いして対応しようというものでございます。15の工事請負費でございますが、これにつきましては道路災害復旧工事としまして長浜の苗畑線の路面補修工事を行うというような予定をしてございます。

以上が災害復旧費でございますが、尚、災害復旧につきましては、現在、災害復旧方法もまだ確定していない箇所も多々ございます。本年度予算、本予算につきましても現状での概算予算をお願いしてございますので、その点は事情ご理解いただきたいというふうに思います。また今後あの、今回の台風19号によって、県内外に大きな被害が発生しまして、災害復旧の災害査定の時期ですとか、それから工事対応できる業者、それから資材・機械の調達。さらにはこれから積雪といった復旧の課題となる事情も考えられます。早急な復旧対応に努めてまいります。尚、議会のご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 8ページ下段、予備費であります。今回、1,570万4,000円の減額をもって本予算編成をさせていただいております。

9ページは給与費明細になります。特別職であります。団員の部分の増額。そして10ページは職員部分の給与費明細でありますのでよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 7ページのこれ、委託料と工事請負費の関係なのですが、これ、13番と15番、15番の工事費の設計委託料という意味で捉えてよろしいんですか。このほかに別の大きいところ、ございますのでしょうか。工事費に比べると、非常に設計料が6割ぐらいになっているんで、こういうことはどういうことかなという疑問でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 現在、委託料につきましては農地の災害復旧。これはあの、今予定しておりますのは、小林地内の伊南川による土砂が、砂ですが、田んぼにあの、堆積をしまして、その復旧。それから叶津、只見川と叶津川の合流地点。ここにも大変な土砂、砂が堆積してございます。これあの、工事費としまして概算の工事費を町でお願いしております、計上しております、これは町がああ、町単で実施する場合にはこの工事で実施したいと。また、災害補助を申請する場合には測量設計が必要です。その場合には、面積に応じてその測量費が出てまいりますので、砂が堆積したとはいえ、合わせまして2.5ヘクタール等の広範な面積を測量するというようなことから、この委託料が高額な委託になってございます。ですので、今後、基本は災害復旧の補助というのは測量設計は該当になりませんが、今後あの、災害復旧申請を基本に置いて、今後、県と協議をしながら、有利な財源確保に努めていきたいと。そのうえでこういった予算が、当初、手当しておかないと、そういった対応ができませんので、そのための予算というようにことで、工事を先行して町単で進めるか。または災害復旧で、もし来年の作付け等、または有利な災害復旧に繋がるのであれば、災害復旧に申請したいと。そういった両にらみで予算を確保しておりますので、その事情をご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） わかりました。事情はわかりましたけど、まあ、普通に考えて、ちょっと、と思ったものですから。やっぱ、この辺はやっぱ慎重にやるべきだと思います。去年、この前も、布沢あたりの問題ありましたけど、ああいうふうにならないように対応していただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

9 番、鈴木好行君。

○9 番（鈴木好行君） 堆砂土砂の撤去という、今と同じ項目の質問なんですけれども、堆砂土砂の撤去を、結局、県の補助にあたるかどうかということもそうなんですけれども、これから降雪時期を迎えて、来年の耕作時期に間に合うような対策がとれるのかどうか。時期的な問題ですね。それで、軽易な堆砂とたくさんある場合とあるんですけれども、その辺の見込みをひとつ知りたいというのと、それからあと、道路災害を受けた箇所、町の例えば、冬期間の除雪計画路線に載っているところがあるのか・ないのか。その復旧状態は降雪前に間に合う見込みなのか。2点教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、農地災につきましては、今回あの、砂の堆砂が主でございます。それもあの、広範なほ場整備をした後の水田ですので、その復旧の方法を今検討しておりますが、田んぼの中に重機を入れるというようなことからすると、特殊車両、諸岡とか、そういった特殊車両の搬入も検討しなければなりません。そういったところ、工事業者、建設業協会とも協議をしておりますが、現在、中通り・浜通りに、そういった特殊車両とかですね、工事機械等が集中している状況です。ですので、こちらあの、復旧方法を県と尚詰めまして、可能な限り、来年の作付けには間に合うようにはしていきたいというふうに考えます。それからあの、堆積土砂の、その深度、深さ等による対応でございますが、災害復旧に該当する堆砂土砂というのは基準がございますので、それによって、それに照らして対応するしかないんですけども、場所によっては畑に砂が入り込んだというような箇所もあります。しかし、所有者の方は、むしろその、その砂を利用して耕土としたいというような意向の方もいらっしゃいますので、そういったあの、対応で、一律な対応はできないんですが、なるべくその、耕作者の都合に合わせたような形で復旧工事をしていきたいというふうに考えてございます。

それからあの、町道でございますが、これにつきましては、本当にごく、言葉ではなんですけど、農道のような箇所の路面崩落、路面というか法面の崩れですので、現在のところ除雪路線にかかっているところはないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 9 番、鈴木好行君。

○9 番（鈴木好行君） その堆砂土砂の撤去の件なんですけれども、23 災の時は、たしか、

やはり、同じように、重機等の手配がなかなか間に合わなくて、それである、田んぼに鉄板を敷いて復旧したような実績があると思います。ですからあの、そういったところをですね、23災の災害の教訓を活かして、すぐにでも取りかかれるような方法でやっていただいて、そしてなるべく多くの方々に来春の耕作ができるような形で進めていっていただきたいと、庁内で検討していただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 今あの、鈴木議員、提案いただきました鉄板を敷いた対応と
いうようなことも含めまして、今現状でできる対応を早急に検討しまして、農地耕作に支障
のないような対応に努めていきたいというふうに考えます。ありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） 災害の、要は、被害調査について伺いたいと思います。私、17日の
全員協議会で配られた資料を、私、その時、ちょうど千葉県の方に行っていましたので、説
明は受けることはできなかつたんですが、その資料によりますと、農地農業用施設の田畑と
いう欄に6箇所と、坂田、叶津、黒沢、黒谷、小林2ということあるんですが、私はその、
只見地区の只見新屋敷と新町の下、要は、23災の時も泥が乗って、大変な被害受けたん
ですが、その場所の被害が、私はあったというふうに思っているんですが、この被害調査
っていうか、10月16日の時点で出された被害状況にはそのことが載っておりません。そ
れで、どの程度まで確認ていうか、つかんでおられるのか伺いたいと思います。農業関係に
ついてですが、あとはですね、町営住宅が23災の時と同じように、ほとんどの人が避難
するといったような状況だったんですが、そうしたことについて、どのくらいつかんでおら
れるのか。あるいは調査をしておられるのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、農地の被害調査でございますが、今回の台風、1
0月12から13にかけて接近、通過していったということで、13日の朝から、農林建設
課では班編成を組みまして、町内全域を調査をしてございます。その中で区長さんからも連
絡をいただいたりして協議をして、そういった箇所も確認をしております。藤田議員おっし
ゃった新屋敷下につきましても調査をしまして、冠水の被害、それからあの、場所によって

は、そう大きくはないんですが、砂等がかかった場所もありまして、作物被害等についても確認をしたところでございます。冠水被害というような捉え方で今回おりましたので、そのほかにも冠水被害、町内各所ございました。特にあの、今回の報告書にあげさせていただいたところは土砂が堆積したり、そういったことで被害を受けた箇所、地区について報告をさせていただいたということでございますので、決してそこがあの、被害が起きたことを承知していないことではございません。ですが、冠水被害というようなことで、そこは整理させていただいております。

次にあの、町営住宅でございますが、町営住宅につきましても13日の日に職員が町営住宅の状況を調査をしておりますが、特にあの、大きな被害というのは確認されておられませんので、現状、今回の復旧費の予算についても、そういった予算の補正は求めてございません。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） 調査報告ということで伺いましたが、まあ実は私も、その一部にえごまを作っております、で、話聞きますと、そばの団地もある。そばについては、もうほとんど、泥水がザブッとかかって、引いたもんですから、そばがもう、なんていうか、泥水に浸かった状態で、やはりあれは被害出るんじゃないかなというふうに思っております。で、中には倉庫等も冠水して、中にある豆トラとか、そういった機械類もだめになったといったようなところもありますので、やはりあの、何らかの形で、そういう被害があったといったようなことだけはあげていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それとですね、あともう1点なんですが、町営住宅の皆さん、鈴木征議員は避難所に行かれまして、町営住宅の人はみんな避難したということなんですが、やはり今回の水は、只見川のダム放水がなかったといったようなことから、要は、伊南川だけの、極論ですが、水だったんですが、一部、あの堤防を越しております。それで、そういう状態でも町営住宅周辺は、要は、避難しなきゃならないといったような危機感を皆さんもっておられました。私もあの、前の区長さんですか、にお話を伺ったりしたんですが、あそこの保養センターの30メートルくらい下流にある、なんていうんですか、只見川に出る排水路が1本あるんですよ。その排水路が全然その、伊南川から水が入ってきて、逆流して、逆流はしないのか。とめるから。そこでもう水がいっぱいになって、で、まあ、サンマート前のほうに道路が川のように流れていたんですよ。その夜の9時頃。それで、私はやはりあの、町営住宅の担当

の課といたしますか、対応として、要は、ポンプアップの施設を、ポンプアップをしていただきたいと。要は、あそこに水が溜まるんで、あそこから只見川にポンプアップをしていただきたいというお話を聞いて、ああ、なるほど、ね、8年前に1回、同じような経験をして、今回はたいしたことなかったけども、上流からの水が捌けなくて、同じような被害というか、おっかないめに逢ったといったようなことで、ポンプアップの検討をしていただけないかなということで参考までにお話しておきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、農作物被害におきまして、新屋敷下の作物状況。たしかにあの、えごまであったり、そば等については水がかかったという状況は確認しております。またあの、農業機械についても被害を受けたということも聞いてございます。まずあの、今回の台風19号に関しては、数日前から、接近時において町の広報無線でそういった被害防止に対する農家への啓発ですか、そういったことも随時流してございました。どうしてもあの、避けられない作物というものは、につきましては、今回、冠水という形で被害を受けたわけではありますが、そういった被害状況につきましては、今後、状況の把握に、どういった形で努めるべきか検討していきたいというふうに考えてございます。

それから町営住宅につきましてはでございますが、これはあの、今回、只見川と伊南川の合流点の一部から堤防を越えて水が入ったというケースがございました。その下流には新町ポンプにおいて強制的な排水を只見川へするという流れになっております。しかし、今回の、やはり大きな洪水におきましては、まず初めに只見川の河川改修が先行するだろうなというふうに考えております。ですので、今あの、建設事務所では、八木沢から、それから伊南川の合流点までの間、詳細な測量と、それから設計を今進めておりますので、その後、随時、河川改修が行われるものだというふうに考えてございますので、そういった点で、ひとつ解消が図られればということが1点。

それから、ポンプによる強制的な排水ということでございますが、これはあの、今回、特にあの、伊南川と只見川、本流が大きく増水しまして、これは、この場所に限らず、ほかの地域においても内水の田畑への冠水が各所にありましたので、これがまあ、随時その、強制的な排水が、どこの地点で、いつ行われるべきかという点。大変あの、難しい点はございますので、これらはあの、地域の区の方々、それからまあ、河川管理者。そういったところとも対応は協議していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） まあ、JRの被害も、福島交通のバス被害も、やはり被害は被害なんで、やはりうっかりしていたといったようなことも、やはり被害に入るのかなというふうに思います。今の答弁の中で、只見川の河川改修を下流からやっているといったようなお話ございました。今、只見地区の人々は、いつやってくれんだといったような話が大変多く聞こえてまいります。で、県の周辺からも、河川改修の、要は、新屋敷、新町下の計画について、近く、説明会をやるといったような話が聞こえてくるんですが、課長あの、いつ頃とか、町長でも結構ですが、わかれば、町民は首長くして待ってますので、教えていただきたい。というふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 只見川の河川改修計画については、今ほど申し上げたように、測量と詳細な設計を進めてございますので、それができ次第に、県では説明会を実施をして、尚あの、工事実施にあたってはそうですが、全体的な計画についても、その詳細設計が完了次第に説明会を実施するという考えを持っておりますので、その開催時期が明らかになった時点で、早急にお知らせをして、皆さんにお伝えしたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

2番。

○2番（佐藤孝義君） 一つ、言い忘れたんですけども、小林、大倉の明和橋の上流、小林側の土砂の堆積したところなんですけども、あの地域はですね、河川幅が足りないんですよ。それでも、随分前から、集落と陳情しているんですけども、これ、水が出る度に、町で土砂撤去するというのは、これ、管理している県にも責任があると思うんですよ。あそこ、ちゃんと、もう、あの上流まで用地買収までしてあるのに、堤防の工事、全然やってくれないわけですよ。金がないということなんでしょうけども、あそこから下流、ダムあるところまで、河川幅、まるっきりとれてないんですよ。で、そういうことで、あれ、毎年、災害になって、23年災より、今回の水の量が多かったですよ。小林側の3枚、田んぼ、1段・2段・3段と、3段目から、もう堆積してましたから、水が相当多かったんだと思うんですよ。それで、それをほったらかしにしている県に俺は責任あると思うんですよ。だから、土砂出しだつて、これ、県にやらせるべきでないかなというふうに俺は思うんですよ。だか

ら、まあ、災害はね、これ、災害になった時に一生懸命、仕事を頼まないと、県も動きませんから。これはあの、課長、よく頭に入れておいて、時ある度に、あそこ、なんとかしろと。あそこは道路も絡んでまして、だから、明和橋のあのルートもまだ決まってない状態なんですよね。だから、あれ、いつまでもほったらかしておくと、こういう大雨が、これから、もう、ね、温暖化の影響かどうか知りませんが、しょっちゅうあるわけですから、早急にあそこ、仕事してくれというふうに町長にもお願いしておきますけど、これ強く言ってもらわないとダメだと思うんですよ。その度に町でね、県が管理している河川から土砂あがったわけですから、それ、今まであがったことないっていうなら、わかりますけども、何回もあがってるわけですから。それで、その度、陳情しているんですけども全然動いてくれない。やっぱ、町もこれ、ちょっと動いていただきたいということ。それ一つと、あとまあ、三日町とかいろいろありますけども、あれも結局ね、災害法、この前の災害の時も皆さん、質問されて、現状復旧ではだめなんじゃないかなという場所が相当出てきてますので、その辺もやはり、査定の時とか、陳情される時に、それ以上のあの、堤防を造っていただくような災害復旧でないと、これから、こういう異常気象ですから、何あるか、本当わかりません。只見川からの合流地点は藤田さんが言われたんで、これは30年計画だそうですが、一応、計画に入ってますけど、その上流については、伊南川の関係については、途中までやった河川改良工事が中途半端で終わってますので、これはやっぱり、災害あった時に、もう早くやれということで、町のほうから強く、これ言っていただきたいなというふうに思うんです。どうですか。これから、それ、心掛けていただきたいと思いますが、町長も頭に入れておいていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今後、今回の被害、それからある程度想定されるところにつきましても、県のほうに要望していきたいというふうに考えておりますので、議会のほうも是非、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） 今、この前の19号の台風の被害状況の質疑させていただいておりますが、これはまあ、県の分ではございます。国道289号、福井三日町地内。これが台風の10月13日から今日で10日ですか。全面通行止めになっているわけで、大変、町民の方も今苦勞しているわけです。これが復旧するのはいつなのか。今後の予定といたしますか、

お聞かせを願いたいと思います。まあ、今もう10月の末、11月の中頃になれば、雪が降ってくるわけで、そんなに悠著なことは語ってられないと思うんですが、あの被害状況、大変甚大だというのは確認してありますが、今後の予定と言いますか、それを聞いていたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 大塚議員ご質問の国道289号上福井地内の道路の分断につきましては、今建設事務所、土木事務所で、その復旧方法を検討しまして、今あの、応急盛り土を実施をしております。それが大型土のうを積み、そして道路肩を盛り土していく。そしてあの、最低限、片側通行等で通行を可能にしたいという計画で今進めているというふうに聞いております。その時期につきましては、これあの明言できるものか、ちょっとあの、そこは微妙なところではございますが、11月中、降雪前には片側通行での通行を解除すると、通行止めを解除するというような計画で進めているということは報告を受けてございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） 今の課長の説明ですと、11月中になんとか片側通行だけを確保すると。まあ、除雪に支障の出ない範囲でなんとか通行できるようにするというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 県も、その計画で進めておりますし、町もそのように認識をしております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） 今ほど、2番議員も出ましたけど、やっぱり災害のあった時に強く要望するという姿勢でいいますと、県道小林・館ノ川線。これの冬期間、やっぱり通行できない部分の今工事もしているわけで、我々も要望しているわけでありましたが、やはりこれから国道289号八十里越えが令和5年の開通に向けて今やっただいていただいていると。そういう中で、通行が年間50万台近く増えるという中で、このような状態で本道の国道289号線があると、代替路線として県道小林・館ノ川線があるわけでございますが、そこも冬期間になると通れなくなるでは困りますので、やはり、我々議会も勿論、要望してまいります。

当局としてもこの際、強く要望していただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） たしかにあの、ご質問のとおりであります。従来もやってきておりますが、併せまして、再度、そこは強く要望してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

10番、山岸君。

○10番（山岸国夫君） 6ページの、この11災害復旧費の7の賃金。重機オペレーターの関係ですけど、これはあの、見てますと、黒谷川から出水している長浜。それから黒谷。農業用水。それぞれ区のほうで重機で土砂上げやられたようですが、それもこれに含まれているのかどうなのか。この重機オペレーターの賃金の中に燃料代とか、こういう賃金、オペレーターの賃金含まれているのか。それと、7ページの一番下の林道現年災害復旧費の15の工事請負費の800万。これ、10箇所というふうに先ほど言われましたけど、その10箇所、ちょっと教えていただきたいんですけど。メモするんで、ゆっくり、お話お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、農地農業用施設の重機オペレーターの賃金でございますが、これはあの、今回の各所、様々にあの、農業施設等が土砂が入ったりというような被害を受けてございますが、これは基本的に施設の維持管理につきましては、各区であったり、水路組合であったり、そういったところに対応していただいております。で、今回のこの重機オペレーター賃金につきましては、農地の広範にわたる土砂の排除とか、個人の農地になるわけですけども、そういったところで農地災に該当しないような箇所を直接対応しようというような計画しております。

それからあの、林道災害復旧工事の予算にあげてございます今回の路線の箇所でございますが、10路線。すみません、5路線6箇所になります。すみません。10路線ですね。それで路線名を申し上げます。まずあの、順不同というか、バラバラなんですけども、太田森戸沢線。それから白沢線。それからかしこ岐線。小川沢線。仲田線。滝ノ沢線。黒谷線。かまのわき線。おんたに線。小塩・塩ノ岐線。以上の10路線になります。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 先ほどのその水路の関係ですけど、区でやると。これは区でやって、

後から町で補助というんですか、あくまでも、その（聴き取り不能）の補償の関係なんですが、いわゆる後から町のほうから補助を出すのか。まるっきり区の単独事業として、その辺の費用の住み分けがよくわかりませんので、その辺の説明をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） これあの、農業施設は受益者が基本、維持管理するものでございますが、今はそういった区であったり、それから中山間の組合であったり、組織であったりというようなところで対応していただいているというところもございますので、そういった対応を基本的にはお願いしてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 三つあります。

今回あの、台風19号の被害において、総理大臣は特別激甚災害指定ということでやられておりますが、災害の規模も各地、各様で別々ですけれども、同じ台風19号による被災ですから、これをその激甚災に指定される、あるいは指定させると、アクションをかけるという、その見通しはどうか。まあ、これが合理的な話であれば、指定に努力をしていただきたいと、これ1件。

それからあの、今回、実はあの、私も、今考えてみたら大変危険なことをしたなと思っておりますが、常盤橋下流のその水位測定箇所から、いわゆる、先ほどあの、力議員が発言された冠水された場所あるいは沖下の町道部分の冠水箇所を見てまわったんですが、8時半と10時ちょっと前、2回行きました。そしたらあの、いわゆるコンクリートの、いわゆる堤防壁、擁壁の上の土塁までできておりました。なんかあの、各地の報道を見ると、堤防決壊、土塁が決壊しているケースがありまして、あの土塁が決壊すれば、まともにその、前回23年7月29日の災害規模の氾濫になるなというふうに思いました。そこで思ったのは、23年の7月29日災害の後、電源開発とその、非常時に対応するための減水、ダム貯水量の減水を約束というか、双方の紳士協定のような格好で、そして作ったもの、私も今持っておりますが、あの時に、あの時に約束したものがなくて、まあ、ダムもいっぱいだと。で、今回、台風19号、あの時にダムから流されれば、緊急放流ってあって、本来の緊急放流というのは法令にありませんが、あの田子倉ダムには減水のための放流口ってないんですね。発電のため。あるいは洪水吐き。そのために、もし仮にですけれども、今回は10メートルぐらい、その

減水があったそうですけれども、出されれば大変な被害になったと。そして、まあ、今回、特別委員会なり、裁判の経過でもわかりましたが、経済産業省なり、国なりは、電源会社の経済活動を制約するわけにいかないというのが非常に有力な根拠なようでして、これをその、今の紳士協定のようなお約束から、正式なその、非常時に合わせた、異常気象の折からですから、非常時に合わせた、常時、減水域を、洪水が呑みこめる程度の減水域を義務化できるような、義務化できるシステムにしていきたい。何故ならば、19号のあの日、あれ以上出されればもう、決壊したと私は思います。これ2点。

それから、3点目は、あれですかね、今回の災害復旧について、ここに今、予算化されていますが、農地災害復旧ですので、個人所有の農地であります。それから農業ということで経済事業であります。この個人所有且つ経済事業に対する補助。この補助はどこ補助。町の予算ですから町の補助制度でしょうから、何の補助金を使って想定されておられるのか。前回の布沢橋の例がありますので、非常に心配するわけです。町の信用問題になりますので、事業主、誰なのか。その事業主に、その補助金制度を使ってやるのか。これを3点、お聞かせ願いたい。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） ただ今の酒井右一議員からのご質問でございますが、私のほうから2点、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

まずあの1点目の激甚災害の指定に関してでございますけれども、これに関しましては、国がその災害の状況、国民の生活に及ぼす影響、経済影響等々を判断しまして、国がその指定をするものだというふうに認識をしております。

次に、農地の復旧補助についてでございますが、これにつきまして、農地災、現在の暫定法という、国の暫定に基づく災害復旧の制度がございますが、その暫定法に申請するにあたって、今回あの、測量設計が必要だと。それを持って国の災害復旧補助を受けると。町が。そういう計画を持って予算をお願いしているものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 酒井議員の二つ目のご質問であります。電発との協定という内容であります。これにつきましては、電発との紳士協定といえますか、自助努力ということで、大雨が降る場合、減水何メートルというような内容、それは議員ご存じだと思います。そういった中で、議会のほうからこういう意見があったという話は電発さんとは話はさ

させていただきますが、今この時点で義務化できるようにというような対応はなかなか難しいのかなと考えておりますのでご理解はいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 最初のその激甚災の見通しという話ですが、これあの、またあの布沢の話を持ち出して大変恐縮ですが、あれが激甚災だったですね。激甚災害。で、100パーセント補助。で、激甚災であるけれども事業主は区であったという経過があります。今回、地域が相当その、限定されるということで、自ずとその、今回、大規模な決壊、災害を起こした場所と、只見町の災害の規模とが違いますから、これがあの、国の激甚災になるかどうかはわかりませんから、この辺の見通しを聞いたわけですから、これはあの、見通しだけで結構です。私あの、この分野、まったくわかりませんので、見通しについて教えて、今の段階で教えてくれというのは酷かもしれませんが、災害の規模から見て、概ね、想像はつくんだなと思います。

あとあの、災害査定を通じて、その災害復旧工事をされるということは、事業主は、具体的に個人なのか。只見町なのか。県なのか。国なのか。農地災の事業主です。災害査定を受けられるということですから、当然、補助金が入ることでありましょうが、補助金を使って誰が事業をされるのか。これを聞いたはずです。

それからもう一つは、ダムとの話し合いですけれども、災害対策本部ができておりました。災害対策本部のマニュアルによりますと、災害対策本部に集まってくるメンバーが指定されておるようですが、そういった機会を通じて、ここは電源開発ですから、電源開発の部門と、どのような折衝をされたのか。その経過をお伺いしたい。そういう中で、紳士協定と言えども、町と、自治体と企業の約束ですから、相当な重みがありますので、ここはあの、そういう機会を通じて常々言わなければ、巨大な災害を起こすことになりますので、この3点、もう一度、確認のためにお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、激甚災害の指定についてでございますが、今回の災害復旧につきましては、町が事業主体となって町が行う予定でございます。ですのであの、酒井議員が町が激甚災指定ということおっしゃったのは、これまで29年災等で実施をしてきました只見町の公共事業補助金。ここでの災害復旧事業において、これ町単であります、そこにおいて町長が激甚災害として認めた場合には、というものがございまして、それがあ

の、集落、区、区が事業主体となって実施をする場合の補助金の制度でございますので、それは今回、予定はありません。ですのであの、今回の農地農業用災害復旧は町が実施をするということでございます。ですので、町が事業主体になりますので、町が発注をして工事を行う。それに必要な補助金を国に対して補助災、災害補助の申請をして該当になるのであれば、それを受けて町が復旧工事を実施しようという計画をこの予算の中でお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 災害対策本部で電発とのやりとりというようなお話しであります。災害対策本部では電話・ファックス等で電発から、大鳥、田子倉、只見。あと滝ですか。緊急放流並びに流入量等の報告を受けまして、緊急放流の場合は全町で広報無線を通じて放流の放送をするというような対応をしております。今回、緊急放流対応の只見、田子倉につきましてはございませんでしたので放送はしておりませんが、そういう内容で対応しておりました。

○議長（齋藤邦夫君） 3回目。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） そうすると、その前回の町長が指定する激甚災と。これについては話はよくわかりました。町が設置しておる公共事業補助金の運用のための指定であります。これの根拠をお伺いしたい。これ一つ。何故、お伺いするかというと、補助金の運用のあり方について、非常なその、疑心暗鬼があります。このために確認しておきたいというのが、これが一つです。

それからあの、たしか、マニュアルには、関係者が集合して会議を行うと書いてあったようなことがあります。これ集合されたのか。あるいは集合しなくても電話でよいのか。電源開発、利水事業者、警察、それから消防団。あるいは区等々、その災害対策本部の集合されるメンバーが指定されておりますが、集合される会議というふうに私、承知をしましたが、間違いかもしれませんので確認をしておきます。この辺を確認したうえで、尚且つ、私が一番言いたいのは、補助金制度の運用のあり方についてわかりやすくやっていただきたいと、これ一つ。

もう一つは、発電所の放水が、これが全国的に緊急放流と、こう言ってますが、河川法に

は緊急放流という言葉はないようです。そして田子倉ダムにおいては、いわゆる洪水吐きか、あるいは発電機をまわして放水、発電のための放水。これ二つしかありませんので、田子倉ダムの緊急放流というのはどこから出すのか。これを確認して終わります。

大きな問題としては補助金の適正運用、わかりやすくやっていただきたいということと、それから、ダム放流に関する、相当、厳重な警戒をもって対応していただきたい。この2点です。趣旨は。お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、公共事業補助金におきます災害復旧事業。区等が行う場合の、その際に激甚災の指定というのは、町長がその指定を…

○1番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○農林建設課長（渡部公三君） ですので、その激甚災の指定にあたっては、その時の水害の状況によって町長が指定するわけですが、例えば29年災の場合には、これあの、時間雨量88ミリという観測史上最多というものになって、そして町内全域に避難指示を発令して、町内全域にわたっての農地農業施設の土砂流入などが…

○1番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○農林建設課長（渡部公三君） 29年です。そういった状況に鑑みまして、町長が激甚災害と指定したものでございます。ですので、その災害における状況によって、町長が指定判断するというところでございます。尚、補助金の適正運用につきましても併せて努めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 酒井議員のご質問にお答えさせていただきます。

水防本部から災害対策本部への切り替えもありまして、その本部員につきましては、水防本部は11日の17時ですか、に1回目を行いまして、その時集まりまして、災害対策本部に移行するまで、その担当者の本部員集まりまして、4回、会議を開催しておりまして、その後、12日の夕方20時30分、災害対策本部に切り替えまして、その際も本部員集まっていたいただきまして、その後、本部会議、16日までに4回開催しております。災害対策本部員につきましては、先ほど酒井議員おっしゃいました、水防本部から警察並びに消防本部並びに消防団長ということで入っていただいて会議を開催しております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

○1番（酒井右一君） 質問に答えてないので、確認したことがございますので、若干の…（マイクなしで発言）

○議長（齋藤邦夫君） 許可します。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、町長がその、認める激甚災の、その具体的な書面に表した根拠。ただ勝手に町長が裁量でやっていいはずはありませんので、町長が指定に及ぶまでの判断の根拠になる具体的な証拠。エビデンス。雨量で言えば、先ほど言ったけど88ミリとかっていろいろ言いましたが、何もなくて町長にお任せするというのも非常にこう、誤解を招きます。税金を使うわけですし、命を預かっている判断ですから、これについて具体的な、町長が激甚災害だと指定される根拠を示していただきたいというのが3回目の質問でした。いや、要は、なければ作っていただきたいということです。

○議長（齋藤邦夫君） 29年災というが、激甚災に当てはめたその根拠。その辺だと思うんです。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 先ほど申し上げた私の説明で不足だったかと思いますが、根拠としましては、過去最大の時間雨量88ミリという降水量があったという降水量の面。それから、町内全域に対して避難指示を出したという、大きな災害に繋がる豪雨だった。よって、町内全域の農地農業用施設にも被害を及ぼすほどの降雨量であったということが根拠となって町長が激甚災害というふうな認め方をしたところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） この問題はちょっとあの、条例、規則等に基づかない判断であれば、若干問題になりますので、これは法の整備を的確にしていく必要がございます。したがって、今ここで議論することではございませんので、これはまあ、後日協議していただくと、検討していただくということよろしいでしょうか。

○1番（酒井右一君） はい。

○議長（齋藤邦夫君） それではほかにございませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 関連になるんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

○10番（山岸国夫君） 消防の関係なんですけども、災害時への大変な苦勞されていると思います。それで、広域消防の関係で、以前あの、県内の、それぞれ国の決めた基準どおりの消防職員が何パーセントになっているかということで、南会津郡関係はたぶん89パーセントの充足率だったと思うんです。これは広域関係なんで町長になると思うんですが、その辺のこの消防職員の充足率を国の基準に合わせた数にしていくのかどうなのか。その辺、要望して、そういう災害対応にあたるということでの計らいをしていくとか、その辺も是非お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 質問は直接、予算に関係はございませんけれども、町長のほうから回答できれば簡潔にお願いします。

町長。

○町長（菅家三雄君） 広域消防本部の職員の定数につきましては、現在、80名ということで基準を増やして今対応しております。それで、これはあの、職員構成の中で、将来の退職を見通した中で、現在あの、増やしていかないと、その育成できないということで、これは広域議会の中で承認をいただきながら、現在やっております。

それと、あと今回の災害につきましては、広域消防本部のほうからは須賀川のほうに1部隊6名だったと思いますが、翌日から派遣をして災害の対策の支援にあっております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） すみません。先ほどの酒井議員のご質問のお答えの中で、私、資料の確認が不十分でありまして、激甚災害の指定の件でございましたが、29年にも災害におきまして、今、国の通知を見つけたんですが、29年の災害につきましても国が激甚災害として指定をしていると、指定を受けたということにおいて町も激甚災害にしているということでございますので、説明があつた、遅れまして、不足しましたこととお詫び申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第67号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第68号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、議案第68号 令和元年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第68号 令和元年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

第1条といたしまして、既定の歳出予算の総額2億6,460万円のうち84万円を科目更生する内容のものでございます。

ページをお開きいただいて、3ページでございますが、歳出予算でございます。総務費の1目、総務管理費であります。職員手当、超勤手当として34万をお願いしてございます。それから2目の施設管理費であります。原材料費としまして下水道の配管材。これを購入するために50万円をお願いしてございます。これにつきまして、現在、通行止めになっております国道289号上福井地内の国道の中には集落排水の配管が通っております。その一部が露出をしてました。今回の災害で。緊急時に備えまして、この下水道の配管材を購

入しまして、影響のない集水枡から集水枡管を繋ぐために、この配管材を購入しまして、非常時にはそこを繋いで集落排水の機能を維持するというような対策をとるためにこの資材を購入をするものでございます。予備費でございますが、84万円を減額しまして調整をさせていただきます。

4ページでございますが、給与費明細につきましては記載のとおりでございますので、ご覧をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第68号 令和元年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(午前 11 時 20 分)